

牛久市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する  
条例及び牛久市都市計画法の規定による開発行為の許可等の  
基準に関する条例施行規則の運用基準の一部を改正する告示

令和 2年 7月 8日  
告示第 152 号

牛久市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例及び牛久市  
都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則の運用基準  
(平成22年告示第170号)の一部を次のように改正する。

第1条中「施行規則」を「規則」に改める。

第28条の次に次の1条を加える。

(規則第8条別表中の都市計画法第34条第1号許可基準における既存建築物の  
取り扱いについて)

第29条 都市計画法第34条第1号に規定する公益上必要な建築物は、申請者自  
らが所有するものに限るものとする。ただし、申請者が賃借する建築物であって、  
次の各号のいずれにも該当するものは、この限りでない。

- (1) 平成19年11月30日以前に建築したものであること。
- (2) 関係法令に基づく安全性が確保され、かつ、施設設置基準等に支障がないこ  
と。
- (3) 当該建築物の賃借期間が原則として10年以上であることが契約書により  
確認することができること。
- (4) 当該開発行為をしようとする土地は、原則として、当該既存建築物が建築さ  
れた時点における土地と同一であること。ただし、同一の申請者が集団立地に

ついて開発行為をしようとする場合は、当該集団立地が同一であるとみなす。

附 則（令和 2 年告示第 1 5 2 号）

この告示は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。